

第14次労働災害防止推進計画(鳴門版)のポイント

「第14次労働災害防止推進計画」により、労働災害を減少させるために基本となる目標、重点的に取り組む事項を国が定めた「労働災害防止計画」(令和5年度から令和9年度)を推進します。

計画が目指す社会

「働く方々の安全と健康を確保し、持続可能な社会の実現を目指す」

働く方々の安全衛生対策は「費用としての人件費から、資産としての人的投資」として、事業者の経営戦略の観点や人材確保・育成の観点からも重要性が増している。安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、さらなる安全と健康の確保を促進する。

【参考】SDGs(持続可能な開発目標)8.8(一部抜粋)

すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

計画の目標(全体)

当署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

- 令和9年における労働災害による死亡者を2人以下とする。
- 令和9年における休業4日以上¹の死傷者数(新型コロナウイルス感染症²り患者除く)を令和4年の209人より減少させる。

主な重点事項

進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、アウトカム指標(達成目標)を定める。

□ 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・転倒災害対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年の41人と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
- ・令和4年の転倒による平均休業見込み日数の51日を令和9年までに40日以下とする。

□ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



【アウトカム指標】

- ・60歳以上の死傷者数(新型コロナウイルス感染症²り患者を除く)を令和4年の60人と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。



□ 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

